

5 高土政第 1488 号
令和 6 年 3 月 18 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

} 様

副 知 事

「公共工事の代価の中間前金払について」の一部改正について（通知）

このことについて、「公共工事の代価の中間前金払について」（平成 11 年 5 月 11 日付け 11 監第 192 号副知事通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

別紙 1 の認定請求書の様式、別紙 3 の認定調書の様式及び別紙 6 の特記事項について、改正しました。

2 施行日

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

○公共工事の代価の中間前金払について

平成11年5月11日11監第192号
各部局長、企業局長、病院局長、教育長、
警察本部長、監査委員事務局長あて副知事

建設業が厳しい経営環境に直面していることから、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第25号）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成11年自治省令第4号）が平成11年2月17日に公布・施行され、地方公共団体においても、中間前金払ができることとなりました。

この度、工事を受注した建設業者の資金需要に対応するため、中間前金払制度を導入することとし、別添の取扱要領をまとめましたので、適切に処理してください。

なお、本制度は、平成11年6月1日以降に指名通知を行うものから適用します。

別添

中間前金払に関する取扱要領

1 中間前金払の対象

1件の請負代金額が50万円以上の土木建築工事（債務負担行為及び繰越明許費の工事を含む。ただし、土木建築工事に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機器類の製造を除く。）であって、請負者が部分払を選択していないものを対象とする。

なお、請書による契約の工事は対象としない。

注：※ここでいう「土木建築工事」とは、土木一式工事又は建築一式工事だけではなく、いわゆる建設工事全般を指す。

2 中間前金払の対象となる経費の範囲

当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

3 中間前金払の要件

次の全ての条件を満たす場合に、中間前金払を行うことができる。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている工事の作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

4 中間前金払の割合

請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前金払を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を越えてはならないものとする。

5 債務負担行為及び繰越明許費の工事の特例等

- (1) 債務負担行為に係る契約分については、出来高予定額が当該年度内に支出できる見込みのものについて、当該出来高予定額を対象として中間前金払をすることができる。
- (2) 中間前金払を選択した場合においても、債務負担行為に係る工事の各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払については、当該年度の出来高に対して部分払をすることができる。

6 認定及び請求等の方法

- (1) 請負人が中間前金払の請求をしようとするときは、別紙1の中間前金払認定請求書に別紙2の工事履行報告書を添えて、総括監督職員に提出する。
- (2) 総括監督職員は、前項の請求を受けたときは、原則7日以内に前記3の要件を満たしているか認定を行い、妥当と認めるときは、別紙3の認定調書を請負人に交付し、その写しを契約担当部署に送付する。

認定の資料は履行報告書をもって足りることとし、3の(3)は3の(2)の確認ができれば、明らかに請負代金額の2分の1を下回る場合を除き、確認できたものとみなす。

なお、出来高の数値に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の

提示等を求めることができる。

- (3) 契約書第18条、第19条に基づき、工事条件の変更の確認及び工事の内容変更の通知により新規工種等の追加支持等が行われている場合は、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高（概算額）を、認定対象とする出来高に含めることができる。

<参考>

$$(\text{出来高}) = (\text{B} + \text{C}) / \text{A}$$

A：中間前払金の支払請求時点における請負契約額

B：中間前払金の支払請求時点における契約内容に対応した出来高

C：契約変更が未実施の変更指示等による追加工事の部分

- (4) 請負者は、(2)による認定を受けた場合は、別紙4の中間前払金請求書に建設業保証株式会社が発行する保証証書を添えて、契約担当者に提出する。

なお、請負者から前払金保証契約書の寄託を受ける場合は、当該証書原本を提出させることとし、契約担当者が保管する。

また、契約担当者は、当該請求を受けた日から15日以内に支払を行う。

7 中間前金払と部分払の選択

請負者は、契約締結時に中間前金払又は部分払の何れかを選択することとし、契約締結後の変更は認めないこととする。

なお、入札条件への明示は別紙5を参照して行う。

また、落札時等に請負者が何れを選択するか確認を行った後、契約締結の際は契約書に別紙6の特記事項のいずれかの項を削除したものを設けることとする。

別紙 1

令和 年 月 日

高知県知事 様

(受注者) 住 所
氏 名

認 定 請 求 書

建設工事請負契約書第35条第3項に基づき、下記工事の中間前金払の認定を請求します。

記

契 約 日 令和 年 月 日

工事名 (工事番号) 工事 (第 号)

工 期 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

工 事 場 所

請 負 代 金 額 ￥

別紙 2

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名	工 事		
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
日 付	令和 年 月 日 (月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記載欄)			

総 括 監 督 員	専 任 監 督 員	主 任 監 督 員	工 事 監 督 員

現 場 代 理 人	主任(監理) 技 術 者

別紙2（記載例）

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名	〇〇〇工事		
工 期	令和〇年5月1日 ～ 令和〇年1月31日		
日 付	令和 年 月 日（ 月分）		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
5 月	2.0	2.5	
6 月	10.0	11.0	
7 月	18.5	20.0	
8 月	30.0	31.5	
9 月	45.0	43.5	
10月	60.0	55.5	
11月	75.0		
12月	95.0		
1 月	100.0		
（記載欄）			

総 括 監 督 員	専 任 監 督 員	主 任 監 督 員	工 事 監 督 員

現 場 代 理 人	主任(監理) 技 術 者

別紙3

令和 年 月 日

(受注者)

様

高知県知事

認 定 調 書

令和 年 月 日付けの中間前金払の認定請求につきましては、その要件を具備していると認定します。

記

契 約 日 令和 年 月 日

工事名 (工事番号)

工事 (第 号)

工 期 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

工 事 場 所

請 負 代 金 額 ￥

別紙4

中間前払金請求書

¥

工事名	
工事番号	
請負代金額	¥

口座振込先

銀行 支店

別口普通預金口座

口座番号

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

高知県知事

様

(受注者) 住所

氏名

印

以下は、押印を省略した場合に記載すること。

発行責任者 (連絡先)

担当者 (連絡先)

※ 発行責任者と担当者は同一人物でも可

別紙5

入札条件の追記例

○ 中間前金払と部分払の選択

請負者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払によるか何れかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。

別紙6

特記事項

- ・ 中間前金払を適用する。
この場合において、第38条は適用しない。ただし、年度を超えて施工する必要がある工事（繰越明許費又は債務負担行為に係る工事）については、各年度末の部分払に限り適用する。
- ・ 部分払を適用する。
この場合において、第35条第3項及び第5項は適用しない。

「公共工事の代価の中間前金払について」 新旧対照表

新	旧
<p>本文 (略)</p> <p>※ 様式の改正：別紙1、別紙3、別紙4（国様式に統一）</p> <p>別紙6 特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間前金払を適用する。 この場合において、第38条は適用しない。ただし、年度を超えて施工する必要がある工事（繰越明許費又は債務負担行為に係る工事）については、各年度末の部分払に限り適用する。 ・ 部分払を適用する。 この場合において、第35条第3項及び第5項は適用しない。 	<p>本文 (略)</p> <p>別紙6 特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間前金払を適用する。 この場合において、第38条は適用しない。ただし、年度を超えて施工する必要がある工事（繰越明許費又は債務負担行為に係る工事）については、各年度末の部分払に限り適用する。 ・ 部分払を適用する。 この場合において、第35条第2項及び第3項は適用しない。